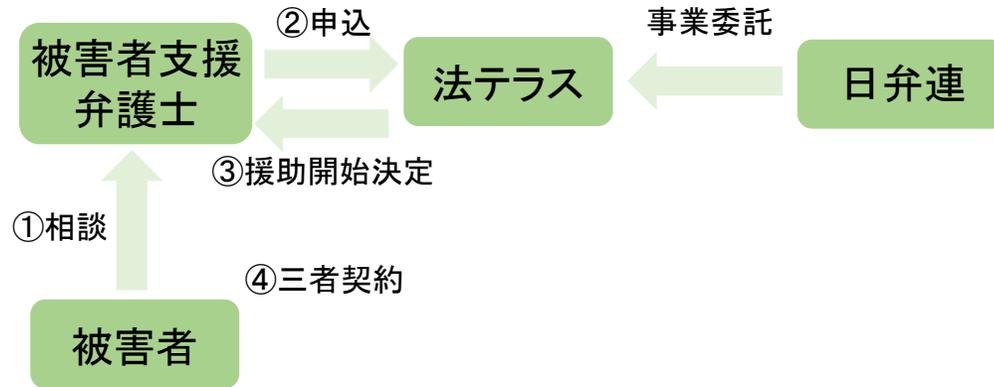


# 日弁連法律援助事業(犯罪被害者法律援助)概要



## 対象となる支援弁護士の活動

- 継続相談
- 被害届提出、告訴・告発
- 報道機関への対応・折衝
- 事情聴取への同行(警察署、検察庁等との折衝等を含む)
- 検察審査会申立て
- 刑事手続における和解の交渉(謝罪・示談申込への対応等)
- 法廷傍聴付添
- 証人尋問の援助等(心情に関する意見陳述支援等)
- 犯罪被害者等給付金の申請等

## 対象事件

●生命、身体、若しくは自由(性的自由を含む)に関する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族

※窃盗・詐欺等財産犯は原則除く

## 資力基準

●現預貯金額が300万円以下

※被害による療養費等除く

## 支援弁護士報酬

弁護士報酬 132,000円(税込み)  
費用相当分 5,000円(税込み)

※起訴後申込の場合 66,000円(税込み)  
被害者参加弁護士が付かなかった場合  
終結時に追加で66,000円(税込み)

	2018年度	2019年度	2020年度
申込受理件数	1,625	1,645	1,687
事業費	176,136,306	180,072,363	188,892,851

(単位:円)